

別記様式第1号(第四関係)

阿賀野市地区活性化計画

新潟県阿賀野市

平成28年2月 変更

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | | | |
|-------|-------------|----------|---------------|
| 計画の名称 | 阿賀野市地区活性化計画 | | |
| 都道府県名 | 新潟県 | 市町村名 | 阿賀野市 |
| | | 地区名(※1) | 阿賀野市地区 |
| | | 計画期間(※2) | 平成25年度～平成29年度 |

目 標 : (※3)

平成22年度に定めた『阿賀野市総合計画 後期基本計画』に掲げる「人・まち・自然が輝く 幸福社都市 阿賀野」及び平成23年度に定めた『阿賀野市産業経済振興基本計画』に掲げる「にぎわいを創出する産業のまち阿賀野」を実現するため、
 ・生産基盤充実と担い手農家の育成確保
 ・環境保全型農業と資源循環型農業の推進
 ・安心安全な食料生産基地の確立
 ・優良農地の確保と遊休農地の利活用
 を推進し、
 ・農・商・工の連携
 ・農業農村と都市との連携
 ・観光との連携
 ・多様な交流機会の創出
 を図るためにも、不作付け水田等を有効利用できる米粉用米の生産を推進し、農業所得を確保する必要があります。
 具体的には、平成29年産米粉用米を 61t生産、地区内人口 平成24年33,276人を平成29年31,100人確保することを目標とします。

目標設定の考え方

地区の概要:

阿賀野市は、新潟平野のほぼ中心に位置し、南側に阿賀野川が流れ、東側に標高1,000m級の山々が連なる五頭連峰を背にして形成された扇状地に6,300ha余りの水田が広がる穀倉地帯です。
 県都新潟市から南東へ約20km、東は新発田市、阿賀町、西は新潟市、南は五泉市、阿賀町、北は新潟市、新発田市にそれぞれ接しています。磐越自動車道と国道49号が南北に、国道460号と290号・JR羽越本線が東西に走り、大都市に近い自然豊かな地域です。
 農業は、一部に畜産や切り花の生産が見られますが、ほとんどは水稻を単一とした農業経営です。

現状と課題

本地区は、圃場整備が進んでおらず、小区画・強畑田が多く転作作物の作付拡大が進んでいない状況です。平成24年産では、調整水田・自己保全管理等の不作付け水田による生産調整面積が 407.5haとなり、全水田面積6,380haの6.4%になります。
 主食用米の需要拡大も見込めないことから、再生産可能な農業所得を確保するため、水田を有効活用できる転作作物への取組が急がれます。
 また、販売農家数・農業従事者数は減少し、65歳以上の農業者数の占める割合は、32.7%となり高齢化が進み、第2種兼業農家の割合が高く、早急に農業後継者・担い手育成対策を講ずる必要があります。

今後の展開方向等(※4)

高齢化・圃場条件等により転作作物の作付拡大が進んでいない状況の中、米粉用米の作付けを推進することで、生産調整の実効性や調整水田の有効利用を図ります。
 米粉用米の作付けを推進するうえで、地区内食肉加工業者と県内製粉業者との結びつきで確実な米粉製品の需要が見込まれることから、地区内農業者が安心して米粉用米の生産に取り組めるよう、阿賀野市と関係機関が連携していきます。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名)(※2) | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3) | 備考 |
|------|--------|---------------------------|-----------|----------|-------------------------|----|
| 阿賀野市 | 阿賀野市地区 | 処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設) | 株式会社 佐藤食肉 | 有 | イ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4) (該当なし)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5) (該当なし)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6) (該当なし)

| |
|--|
| |
|--|

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

| 阿賀野市地区（新潟県阿賀野市） | 区域面積（※2） | 18,970 ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------|------------|-------------|---------------|------|---------|---------------|--|--------|-------|------|-------|------------|-------------|---------------|--|-------|---------------|------|-------|------------|-------------|---------------|--|-------|---------------|----|------|----|------|---|--|------|------|
| <p>区域設定の考え方（※3）</p> <p>①法第3条第1号関係：</p> <p>当該区域は18,970haの面積を有しています。地目別にみると、田が6,380ha(33.6%)、畑が521ha(2.7%)、山林が7,257ha(38.3%)を占めています。また、就業者数22,602人中、農業従事者は8,111人(農業従事割合36.8%)となっており、農業が重要な産業とあるといえます。</p> <p>②法第3条第2号関係：</p> <p>販売農家数・農業従事者数は減少し、65歳以上の農業者数の占める割合は、32.7%となり高齢化が進んでいます。また、第2種兼業農家の割合が高く、早急に農業後継者・担い手育成対策を講ずる必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th>販売農家戸数</th> <th>専業農家</th> <th>第1種兼業農家</th> <th>第2種兼業農家</th> <th></th> <th>農業従事者数</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17年</td> <td>2,696</td> <td>228 (8.4%)</td> <td>703 (26.1%)</td> <td>1,765 (65.5%)</td> <td></td> <td>8,843</td> <td>2,861 (32.4%)</td> </tr> <tr> <td>H22年</td> <td>2,475</td> <td>227 (9.2%)</td> <td>479 (19.3%)</td> <td>1,769 (71.5%)</td> <td></td> <td>8,111</td> <td>2,656 (32.7%)</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>▲221</td> <td>▲1</td> <td>▲224</td> <td>4</td> <td></td> <td>▲732</td> <td>▲205</td> </tr> </tbody> </table> <p>③法第3条第3号関係：</p> <p>すでに市街地を形成している区域(人口集中地区(DID)) 3.02km²を除く区域とします。</p> | | | | 販売農家戸数 | 専業農家 | 第1種兼業農家 | 第2種兼業農家 | | 農業従事者数 | 65歳以上 | H17年 | 2,696 | 228 (8.4%) | 703 (26.1%) | 1,765 (65.5%) | | 8,843 | 2,861 (32.4%) | H22年 | 2,475 | 227 (9.2%) | 479 (19.3%) | 1,769 (71.5%) | | 8,111 | 2,656 (32.7%) | 増減 | ▲221 | ▲1 | ▲224 | 4 | | ▲732 | ▲205 |
| | 販売農家戸数 | 専業農家 | 第1種兼業農家 | 第2種兼業農家 | | 農業従事者数 | 65歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H17年 | 2,696 | 228 (8.4%) | 703 (26.1%) | 1,765 (65.5%) | | 8,843 | 2,861 (32.4%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H22年 | 2,475 | 227 (9.2%) | 479 (19.3%) | 1,769 (71.5%) | | 8,111 | 2,656 (32.7%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増減 | ▲221 | ▲1 | ▲224 | 4 | | ▲732 | ▲205 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 (該当なし)

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積(m ²) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|---------|------------------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 農地(※2) | 市民農園施設 種別(※3) | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| 整備計画 | 種別(※5) | 構造(※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 建築物 | | | | | | |
| 工作物 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項（該当なし）

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1) | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2) | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) | | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) | | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5) | | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) | | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7) | | |

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

米粉用米生産数量については、関係する農業者、農協。生産及び販売量等については株式会社佐藤食肉、株式会社藤井商店からそれぞれ計画最終年度の翌年度に関係書類の提出を求め評価を行う。

地区内人口については、市の住民基本台帳データより評価を行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。